

御船町農業委員会会議録

※当議事録は公開用として個人情報保護条例等の規定により、
個人情報を削除したものを掲載しております。
また、一部要約等を行い掲載しております。

令和5年10月10日

御 船 町 農 業 委 員 会

令和5年10月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年10月10日(火) 13時32分～14時18分

2. 場 所 御船町役場 第二分庁舎 大会議室

3. 農業委員 (14名)

会 長 1 番 富田 早苗

会長職務代理者 2 番 荒木 義一

委 員 3 番 坂本 保男 委 員 9 番 徳永 廣敏

委 員 4 番 野田 孝光 委 員 10 番 渡邊 義高

委 員 5 番 藤岡 雅子 委 員 11 番 芥川 誠

委 員 6 番 大西 敬一 委 員 12 番 福島 則義

委 員 7 番 森田 優二 委 員 13 番 竹崎 幸雄

委 員 8 番 池田 賢治 委 員 14 番 吉田 敏郎

欠席者 4 番 野田 孝光、6 番 大西 敬一、7 番 森田 優二

11 番 芥川 誠、12 番 福島 則義

農地利用最適化推進委員 5名

4. 議事日程

1 開会

2 会長挨拶

3 議事録署名委員の指名

4 議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について

5 議案第38号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律
附則第5条第1項について

6 報告第28号 耕作証明書について

7 報告第29号 非農地判断について

5. 農業委員会事務局職員

課長補佐 松崎 邦寿 主 査 前川 俊司

主 査 松永 ちえ

事務局 皆さん、こんにちは。定刻が過ぎましたので、只今から始めさせていただきます。本日は、井上事務局長が公務のため欠席となります。代わりに審議に入る前に総会の成立宣言をいたします。本日は、4番野田委員、6番大西委員、7番森田委員、11番芥川委員、12番福島委員が欠席になります。欠席者は5名です。欠席者5名ということで、御船町農業委員会規則第6条により、過半数以上の出席をいただいておりますので、本総会が成立することを宣言いたします。また、農地利用最適化推進委員におきましては5名の出席をいただいております。ありがとうございます。それではただいまより、10月の総会を開会します。議長につきましては、御船町農業委員会会議規則第4条により富田会長よろしく願いいたします。

議長 はい、こんにちは。

全委員 こんにちは。

議長 〈挨拶〉

今日欠席されている方は、ほとんどの人が稲刈りかなんかと思えますが、今日出席いただいている方も稲刈りを休んできた方もいらっしゃるかなと思いますが、私もそうなんですけどね。

全委員 (笑い)

議長 すいません。それでは、さっそく本日の議事に入ってまいります。その前に議事録署名員をお二方、8番池田委員、9番徳永委員宜しく願い致します。議案第37号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお願いします。

〈議案第37号を説明〉

議長 はい、ありがとうございました。本日は、4件9筆の申請が出ております。それでは、申請番号①番から担当の荒木委員ですので説明をお願いいたします。

2番 はい、先月の25日に事務局方2人と推進委員の松原委員と4人で現地を確認致しました。まずは、4ページをお開きください。〇〇ロードがあって、その先にトンネルがあります。ちょうど〇〇ロードと書いているところです。ここからおおよそ直線で100mくらい、左上に直線100mくらいになります。5ページをお開きください。この丸くしたところの茶色く見えていますね。これは、譲受人が、譲渡人の祖父、じいちゃんが亡くなってから荒廃、放

棄地になっていたので、整地できるかなと思って切ってみられた
そうです。ここを荒かしておくのは勿体ないということで、土地
を購入して、栗を植えようということで、今回申請してきたそう
です。元に戻って下さい。第2項第1号から第6号までは、記載
してある通りですが、7号がちょっと違うところがあります。訂
正してください。7号の下から2列目の田からのところに火編を
付けて下さい。田として耕作管理し を、畑として耕作管理し
に変更をお願いします。それでは、皆さんのご審議をお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、この案件に対してご
質問ご意見ございませんでしょうか。これは、放棄地ということ
で、ここまで荒かしていいことですね。

2 番 いいことに、この隣に譲受人が購入して、遊び場として管理し
て、ここが勿体ないということで、開いてくれるということはい
いことだということです。

議 長 周りも譲受人の持ち物ですか。

2 番 ちょうどこの写真で言うと、右っ側ですね。

議 長 段下くらい。

2 番 5畝位かな。子供が遊んだり、バーベキューしたり、オフロード
を作るという方もいらっしゃいますけど。

議 長 家が建ててあつとですか。ログハウスみたいな建物を建ててい
るんですか。

2 番 これは、元の持ち主が小屋を。

議 長 住まいだったんじゃないですか。

2 番 ここは、家が建てられんど。そこを見て勿体ないと思われている。

議 長 はい、ご質問・ご意見等ありませんか。

全委員 (ありません)

議 長 はい、それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたしま
す。

全委員 (全員挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続
きまして、申請番号②番、担当の吉田委員説明をお願いします。

14 番 説明いたします。9月26日に田中委員と申請人と一緒に現地を
確認いたしました。説明資料の8ページをご覧ください。場所
は、ホームセンターの先から右折した北木倉集落になります。次
のページの9ページですね。現在、畑として管理しておりまし

て、所有権移転後も引き続きジャガイモとか野菜を植付けされる予定です。所有者の譲渡人の〇〇〇で在住しており、申請者と譲受人が耕作されていまして。そのため譲受人へ譲り渡したいということで今回の申請に至りました。最後に説明資料の7ページを見て下さい。第2項の1号から7号までは適当と、該当する要件が全て満たしておりまして何ら問題なく許可相当と判断いたします。皆様のご審議をお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。小作されていた土地を買い取るという形ですね。ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

全委員 (ありません)

議 長 はい、それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

全委員 (全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、これ徳永委員、③番④番は一括で、関連性があるけん、

9 番 はい。

議 長 流れでお願いします。それでは、担当の徳永委員説明をお願いします。

9 番 はい、まずは、8月に現地調査を行いまして、〇反と〇畝位を交換できるかということで、それに適した書類がありませんでしたので、皆さんにご迷惑をおかけしました。農地の位置から説明いたします。12ページを開けて下さい。県道嘉島甲佐線がありまして、いわゆる申請地の場所というのは、左の上ですね、集落がありますけど、そこが陣というところになります。反対側のところには、甲佐町になります。その中間のところ申請番号③の譲渡人が土地を約〇反ほど持っていらっしやいまして、これが一つですね。それから今度は、16ページです。16ページは、町道小坂線とございますけど、場所的には、何度も出てくる、申請番号④の譲受人が管理し、そしてジャガイモ畑を作っらっしやる土地なんですけど、まさに陣〇〇〇〇と〇〇〇〇とありますけど、その二つだけが、まだ買い取らずに残っていた場所なんです。どういう経緯で残ったかはわかりませんが、先ほどの田が、申請番号④の譲渡人さんの所有だったと、見てみますと、〇〇〇〇の方が、〇〇㎡、〇〇〇〇が〇〇〇㎡併せても〇畝か〇畝位の狭い所なんですけど、ここを全部ジャガイモ畑にするには、ちょっと不自然で、どういうやり取りがあったかと言いますと、

18 ページを開けてみて下さい。申請番号③の所有者と申請番号④の所有者が、納得で土地の交換契約書をございますけど、これが、書類になって出てきましたので、今回の申請となっております。あと他におかしな所はございません。申請番号④の所有者も7町位を耕作してらっしゃいますので、申請番号③の所有者も3町程の所有でいろんなものを麦とか、ジャガイモとか育てていらっしゃいますので、2人とも賛同して交換することは可能だということです。内容につきまして、一番大事な交換の書類が出ておりますので、よいと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議 長 はい、ありがとうございます。これは、先ほど、徳永委員が仰いました8月差戻した案件です。この前の説明と今回の説明で、重々にわかっていますけども、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。無いようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

全委員 (全員挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。それでは、次は続きまして議案第38号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の3ページをお開きください。

《議案第38号を説明》

議 長 はい、ありがとうございます。これは質問ですけど、貸借の期間が切れたらば、更新時期ですよって通知はどこから来るとね。
事務局 うちから送っております。公社分については、更新するかというのは、事前にこちらから確認してから貸借の手続きは踏んでおります。

議 長 公社がらみなら。

事務局 貸借の更新につきましては、公社の方からも通知は来ますけども、こちらからもご連絡を取って、更新についてはどうするか伺って手続きをしています。

議 長 役場でも、公社がらみでも相手からくる訳。そこから更新時期ですよとか通知は。

事務局 はい。

議 長 それでは、只今の事務局の説明に対して了解いただける方の挙手をお願いいたします。

- 全委員 (全員挙手)
議長 ありがとうございます。それでは、報告事項を第 28 号から通して事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案書の 9 ページをご覧ください
《報告第 28 号を報告》
議案書の 28 ページをご覧ください。
《報告第 29 号を報告》
- 議長 はい、ありがとうございます。それでは、今までの報告について、ご意見、ご質問等はございませんか。これ、耕作証明書が多く出ているけど、これは。
- 事務局 今回はですね。営農組織を浅の藪、〇〇〇〇さんが、基盤整備の改良事業をされますので、農地の集積・集約を行う。補助金の関係もありますので、集積・集約をします。皆さんの耕作証明書を取ることで、集積・集約をするということです。そのために全対象者の耕作証明書を取られたということになります。
- 議長 はい、ありがとうございます。事務局から何かありますか。
事務局 その他報告について
《農地利用最適化交付金の交付内訳について》
国の方針も交えたところの説明
《来年度の農業委員・農地利用最適化推進委員改選について》
事務局からのアンケート
《農業委員・推進委員の慰安旅行について》
- 議長 本日の議事はこれで終了いたします。お疲れ様でした。

上記の顛末を記載し相違なきことを
証明するためにここに署名する。

8 番

㊞

9 番

㊞